

# 「誤った死刑」 前坂俊之著 三一書房

(1984年3月刊)

(このドキュメントは 1984年3月に「三一書房」から出版したものです。)

裁判員制度が 2009 年 5 月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、誤った死刑が多発したのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な死刑事件のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

## 第4章 明治の死刑誤判事件

### 「明治以来の死刑誤判事件の調査」

冤罪・誤判のルーツを知るためには明治時代までさかのぼらねばならない。明治、大正にも冤罪・誤判は続発しており、約百年たった現在でも“冤罪の構造”は全くかわっていない。百年間の時代と社会を通して、冤罪・誤判を俯瞰すると、警察や検察の捜査のやり方、その人権無視がいかに変わっていないかわかる。

免田事件を二度と起こさないためにも、明治、大正以来の死刑誤判事件の全調査を行わねばならない。わが国では未だ、体系的で本格的な誤判記録は作られていない。

西ドイツでは、刑事訴訟法学者カール・ペータース教授が、連邦司法省、各州司法省の協力を得て一九五一年から六四年までの十三年間におこなわれた再審事件千百四十五件を総合的に調査した。その著『刑事訴訟法における誤判原因』は世界の刑事訴訟法史上、初めての実証的な誤判研究として高く評価されている。

わが国では、藤野英一裁判官が二十三件の再審事件を分析した「事実認定における実験則の実証的研究」（『司法研究報告書』一九五九年刊）や最高検刑事部が昭和二十九（一九五四）年から同三十（五五）年にかけてまとめた『起訴後真犯人の現われた事件の検討』（全三冊＝十七件の事件を分析）、戦後の著名な再審事件十二件を分析した『刑事再審の研究』（成文堂、一九八〇年刊）などがある。しかし、これらはいずれも部分的なもので、明治以来のわが国の死刑誤判事件を系統的に調査したものはない。

戦後の死刑誤判事件については、時代が新しく研究も進んでいるが、明治や大正となると、資料も少なく関係者もいないことから調査は一段と難しくなる。

こうした明治、大正の裁判の歴史を知る上で、最も貴重な資料は『法律新聞』である。『法律新聞』は明治三十三（一九〇〇）年九月二十二日に創刊された。初めは週刊であったが、その後、発行回数を増やし、月十二回にもなった。

内容は上、中、下級審裁判所の判例をどしどし掲載し、司法部内の官僚主義を鋭く批判し、人権蹂躪問題では、今の新聞など及びもつかぬほど徹底してキャンペーンをはり、誤判事件の紹介や人権蹂躪の告発も数多く行っている。

この『法律新聞』を中心に、明治―大正―昭和の死刑誤判事件を調べてみよう。

## 「“出齒亀”の冤罪」

出齒亀というと、「まあ、イヤラシイ！」と顔をしかめる人もあるだろう。女湯をのぞいたり、変態的な行為をする助平男のことだが、明治四十一年（一九〇八）年三月に起きた池田亀太郎の出齒亀事件に由来していることを知っている人は少ない。しかも、出齒亀事件が冤罪の疑いが濃い事件であることを知る人はもっと少ないだろう。

この事件は風呂屋から帰る途中の婦人が強姦されて殺された事件だが、女湯をのぞいたり、湯帰りの婦人にイタズラを何度かしたことのある池田が犯人として捕まった。

出齒亀事件として、当時の新聞で派手に書きたてられたが、なぜ出齒亀と呼ばれるようになったのか、その由来には三つの説があった。「即ち、第一説には亀太郎は何事にもみだりに口を出したがる癖あり、何にでも出張りたがるより出齒亀の称あり、第二説には同人の齒は普通いう如く出て居るに起因せりといひ、又、亀太郎は性質すこぶる短気で荒く、事あればみだりに出刃三昧を為すより、出刃亀といふなり」（『東京二六新聞』明治四十一年六月十七日付）。

当時、騒がれた事件だけに、おもしろおかしく書かれている。予備調書では、池田は酔ってへいの節穴から女湯をのぞいたところ、被害者の女性の裸が目に入り、出てきたのを追いかけて、イタズラしようとして、拒絶され、手で絞め殺したとなっている。

ところが、自白以外に物証は何一つなく、池田は公判では「警察にて非常の圧制を受け、苦痛の余り、遂に虚偽の申立てをしたり」（『東京日日新聞』同年六月十四日付）と犯行を全面否認した。

池田は犯行当日は「朝から材木の運搬などの仕事をして、夜は酒に酔って自宅に帰り、そのまま寝ていた」と主張した。

物的証拠は全くなく、数々の矛盾も判明した。

- （１）最初に死体を発見した警察官はどこかで殺されて運ばれてきたもの、と証言した。
- （２）空地の周囲の民家で「キャー」という悲鳴を聞いたものはいなかった。
- （３）亀太郎は“手淫の亀”といわれるくらいのマスターベーションの常習者で、妻とのセックスの回数も少なく、強姦を行うほどのもの者ではない。

など一女湯の常習のぞきの池田が無理やりデッチ上げられた疑いが強かったが、東京地裁は無期懲役の判決を下した。池田は控訴したが、明治四十一年十二月十三日付の『東京日日』には「出齒亀は果して真犯人か、公判延期さる」

の記事がのっている。第二審でも同様の無期懲役で、大審院で確定した。出歯亀こと池田亀次郎が冤罪であったかどうか、資料の不足で今ではわからない。ただ、このように自白だけで物証がないケースで有罪になった判決がこの時代には数多くみられた。

## 「明治の捜査実態」

江戸幕府以来、明治になっても法律の明文をもって拷問を許していた。それが一転し、拷問廃止が決まったのは明治十二（一八九七）年のことである。しかしそれ以降も、捜査や自白獲得の実際的手段として、拷問は絶えることなく続いた。捜査の近代化、科学化が叫ばれるのは後のことで、指紋による捜査や識別が採用されたのは明治四十一年である。それ以前の（明治三十年代）の捜査はどのようなものだったか。

「藤沢東京典獄談片－『警察の改善』」（『法律新聞』第三百四号・明治三十八年九月十九日付）に当時の捜査の水準を知る格好の資料が掲載されている。

その頃、刑事は探偵と呼ばれていた。江戸時代からの悪習で、探偵は情報収集や捜査の手先に前科者や無頼漢を公然と使っていた。記事では、冤罪の原因を鋭く分析、次のように指摘している。

「探偵はただ主任警部の命令のままに行動し、犯罪の証拠材料を蒐集するに当たってもいやしくも、命令の主旨に副ふものあれば、これを取って動かず、他に有力なる証拠あるも一も被告裁考のために蒐集することなし。かくのごとくなれば、いやしくも被害者と金銭上の争議、若しくは痴情の関係あるものはことごとく逮捕せられて嫌疑者となる。

警部は自己の予断にその符合するを見て、大に快とし、少時訊問したる後は下がれの一喝と共に後は刑事や探偵等の訊問に任ず、人に先入主となるの弱点あり、検事局に押送せられ公判に臨むも、容易に被告利益の証拠の信用せられざる又己むを得ず、遂に冤罪の下に涙を吞む」

現在の捜査にも相通ずるような指摘だが、逆に、こうした冤罪や誤判を追及する側の在野法曹の人権意識も希薄で、人権蹂躪問題を全国的な問題として取り上げるようになったのは、明治四十二年以降のことである。

『法律新聞』は明治三十八年に起きた日比谷騒擾事件では官権の弾圧を真正面から糾弾、警察官による拷問も以後どしどし取り上げて追及していった。こう

した中で、刑事裁判での冤罪、誤判の問題も、姿をあらわしてくる。

この時期、死刑と誤判の関係を具体的な数字をあげて取り上げたのは、出歯亀事件で二審の弁護人として登場した花井卓蔵である。花井は明治を代表する刑事弁護士として著名事件、冤罪事件を数多く手がけ、その弁護は“花の弁論”として一世を風びした。

花井は衆議院議員でもあり、明治四十年三月十四日の刑法改正第一談会で死刑廃止論を述べた。この刑法改正で、政府は明治三十三年から三十八年までのデータを各委員に配布した。その中の数字をとらえて、死刑判決の中にかに誤判が多いかを花井は質問した。

「この六年間に死刑の宣告を受けたものは百十八件でございます。ところが、百十八人の被告は交々、不服で以って上訴を致したところが、第一審において言渡した死刑の裁判は悪いのである、是は無罪になって宜しいのである、是は禁錮になって宜しいのである、是は免訴になって宜しいのである、若くは其他の有期刑にして宜しいものであるということで、とにかく、死刑を否定せられた事件が八十七件ある。

六年間に百十八件の死刑を言渡して、直ちに八十七件だけは誤断であるということを表が示している。わずかに三十一件がたしかに死刑である（中略）。とにかく、国民の生命を百十八人だけは絞めて宜しいという裁判をして、八十七件だけは間違ったということは、確かに死刑は慎まなければならないという実例が示されていると私は考える」

花井のいう八十七件は全体の七三％にのぼるが、これには無罪、免訴、量刑の軽減なども含まれており、死刑が一転、無罪免訴になった事例が何件あったかは示していない。

この数字こそが、其の死刑誤判事件のケースであろう。今回、こうしたケースと死刑判決や確定後に真犯人が現われた例などを調べてみた。数は多くはないが、報告されている。

### 「死刑から一転無罪へ」

第一審の死刑が二審で一転、無罪になった例が『法律新聞』第二百四十六号（明治三十七年十一月三十日付）にのっている。

これは東京府下南足立郡江北村の元村会議員・宇田川祐太郎が実父庄蔵を殺害したという事件で、東京地裁で死刑判決を受けた。花井弁護士ら十人の弁護団で控訴した東京控訴院で明治三十七（一九〇四）年一月二十六日に祐太郎一

転無罪が下った。

祐太郎は庄蔵の所持金を奪う目的で殺害したという謀殺罪だが、第一審では祐太郎と庄蔵が不和だったこと、犯行当夜の祐太郎と妻の陳述した帰宅時間とが不一致、加害者が忍び込んだ形跡がないなどを理由に有罪を下した。

ところが、第二審では、親子間には不仲だが、強盗殺人まで行おうとらんでいた証拠はない、逆に祐太郎はかつて実弟に包丁で三カ所切られた時も、実弟をかばって歎願したほどで、とても実父を殺すとは思えないこと、障子の掛金を外すことはドロボウでもできることや、数千円の借金が確かに祐太郎にはあったが、返済の期日が迫っていないことなどを総合判断して無罪が下った。

この裁判で注目されるのは検事の態度で、「落合検事の論告たるや実に公平無私にして、錯雑せる事実を丁寧に分解し…。検事の職務たるや刑事被告人にして、位置自ら最初の主張を固執するの弊あるが如くなりしが今や此論告を見て大に人意を強ふするもの」(明治三十七年十一月二十日付)と高く評価している。

免田、財田川、松山事件や戦後の冤罪事件と比較すると、違いは明らかで、検事のこうした態度こそ見習わなければならないだろう。

同じケースをもう一つ。明治四十二年二月二十六日付の『東京朝日』は「死刑確定の犯人、四年越で無罪」の見出しでこう報じている。

「近来稀有の大疑獄として社会のあらゆる階級の人より注目せられし、本所うどん屋主人殺し及び深川まき屋妻子殺し事件の被告人、下谷区東黒門町・てんぷら屋天福の倅・福本藤吉(二十九)、横浜黄金町四丁目牧野はな方理髪職・児玉彦吉(二十九) 二人の控訴裁判は、東京控訴院刑事第二部坂崎裁判長の審理と布施、小出両弁護士の証拠提出とによりて無罪と認むべき反対の事実続々現はれ、平山検事は終に公訴を放棄するの止むを得ざるに至りたるより、かくと聞きし警視庁にては、今更の如く狼狽し、何やらん検事局へ申出でたりとの風聞あり、第一審に於て彼等兩名に死刑を宣告したる例の今村裁判長の如きも、或席上において彼等の有罪を確認する旨談話せし由伝へたるが、坂崎裁判長は愈昨日兩名を呼出し、前裁判を取消し証拠不十分を以て兩名に無罪を宣告すと告げ、三年越の大疑問なりし該事件はついに全く解決し、一旦生命を奪はれんとせし藤吉、彦吉の兩名は、昨夜再び四年越収禁せられし獄を出で、珍らしくも娑婆に復活する事を得たり。

被告の満悦、右判決の下るや、兩名の喜び一通りならず、中にも彦吉の如きは三十九年四月、拘引の当時より終始犯罪を否認し、内心無

罪を予期し居たるものゝ如くなりしが、死刑一転して無罪の話を聞くや、喜色満面に溢れ、起て、裁判長を三拝し、又新聞記者席を顧みて幾分か拝し居たり」

(つづく) <禁転載>©